

賀来地区公共下水道整備事業

公募型プロポーザル実施要領

令和3年7月

大分市上下水道局

## 目次

1. 目的	1
2. 事業概要	1
3. 応募者の構成	4
4. プロポーザル応募者に必要な要件	5
5. プロポーザル応募の手続き	5
6. プロポーザル応募に関する留意事項	7
7. 応募者が資格要件を喪失した場合の扱い	8
8. 事業者の選考基準	8
9. プロポーザル応募時の提出書類	8
10. 各種関係資料の閲覧	8
11. 局と事業者のリスク分担の考え方	9
12. 契約に関する事項	9
13. その他	12

## 賀来地区公共下水道整備事業 公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

この実施要領（以下「要領」という。）は、大分市上下水道局（以下「局」という。）が「賀来地区公共下水道整備事業」（以下「本事業」という。）を設計・施工一括発注方式（DB（Design Build）方式）により実施する際、その内容、能力及び経済性等を総合的に評価し、最も適切かつ円滑に本事業を実施できる者を選定できるよう、公募型プロポーザル方式による受託事業者選定（以下「プロポーザル」という。）に関して必要な手続き等を定めるものとする。

なお、要領と令和3年7月9日に公表した実施方針に相違がある場合は、要領に規定する内容を優先する。また、別添「募集要領」、「要求水準書」及び「事業者選考基準」も同様の扱いとする。

### 2 事業概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 事業名称  | 賀来地区公共下水道整備事業   |
| (2) 管理者   | 大分市上下水道事業管理者 佐藤 耕三  |
| (3) 事業場所  | 大分市賀来北1丁目、賀来北2丁目、賀来南1丁目（別紙1参照）  |
| (4) 事業方式  | 公募型プロポーザル方式に基づく設計・施工一括発注方式（DB方式）  |
| (5) 事業内容  | 設計業務・施工監理業務・工事  |
| (6) 対象施設  | 表2-1に対象施設概要、表2-2に対象施設の設計条件を示す。  |
| (7) 業務範囲  | 表2-3に事業者が行う業務範囲の概要を示す。  |
| (8) 事業期間  | ア 設計業務<br>契約締結日から令和6年（2024年）3月31日まで<br>（提案により短縮可能）<br>イ 施工監理業務及び工事<br>契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで<br>（提案により短縮可能）  |
| (9) 見積上限額 | 1,436,663,000円（税抜）<br>上記額についての各業務における見積上限額は以下のとおりとする。<br>(内訳) 工事費 1,355,543,000円（税抜）<br>委託費（調査・設計費） 54,009,000円（税抜）<br>委託費（施工監理費） 27,111,000円（税抜）   |
| (10) 問合せ先 | 大分市上下水道局 上下水道部 経営企画課 事業調整担当班+<br>〒870-0045 大分県大分市城崎町1丁目5番20号<br>大分市上下水道局 3階 経営企画課<br>TEL 097-538-2423<br>電子メール <a href="mailto:sk-jigyo@city.oita.oita.jp">sk-jigyo@city.oita.oita.jp</a> |

表 2-1 対象施設概要

項目	管渠 (m)			マンホール (基)	取付管・ 汚水柵数 (箇所)	試掘 (箇所)
	開削	開削 (サービス 管)	推進			
	φ 200	φ 200	φ 200～ 600			
設計	5,977	1,509	1,065	212	382	5
施工監理・ 工事	6,011	1,509	2,129			

【別紙 2】の「賀来地区汚水管渠区割施設平面図」に示す箇所において詳細設計 (L=1098m) を実施しており、表 2-1 が変更となる場合は変更対象とする。

表 2-2 対象施設の設計条件

項目	設計条件
場所	大分市賀来北 1 丁目、賀来北 2 丁目、賀来南 1 丁目
管径・工法及び延長	表 2-1 より
特殊構造物	特殊構造物 (無) : 耐震設計 (有)
報告書作成	有
設計協議	中間打合せ 3 回
施工法等の比較検討	a) 管渠の推進工法 b) ①急曲性 ②土被り 1.5D 以下 ③近接構造物 (箇所) ④河川横断 (箇所)
耐震計算	有 (応答変位法)
耐震設計	レベル 1 及び 2 地震動
設計条件補正	無
地盤条件補正	無
工区数補正	1 工区
地質調査	3 箇所
試掘箇所	5 箇所

表 2-3 事業者が行う業務範囲の概要

区 分	業 務	備 考
調査・設計	地質調査	一部路線は実施済みであるが、その他設計施工に必要な部分の調査を行う。
	測量調査	設計施工に必要な部分の調査を行う。
	埋設物調査	
	試掘調査	設計施工に必要な部分の試掘調査を行う。
	詳細設計	対象施設の設計を行う。
	設計に伴う各種申請書類の作成	各種申請等の手続きに必要な書類作成を、局と協議の上、互いに協力して作成する。
施工監理	住民説明	公共ます設置位置の調査及び公共ます設置に伴う費用負担の説明を行う。 また、地元住民への事業説明を行う。
	施工監理	対象施設の施工監理を行う。
工事	土木工事	対象施設の土木工事を行う。
	建設に伴う各種許認可の申請	各種申請等の手続きに必要な書類作成を、局と協議の上、互いに協力して作成する。
	住民対応	地元住民への事業説明を行う。

### 3 応募者の構成

応募者の構成は、下記のとおりとする。

- (1) 応募者は、設計・施工監理を行う企業（以下「設計企業」という。）及び工事を行う企業（以下「建設企業」という。）の構成とする。設計企業及び建設企業は、それぞれ一企業とすることも、複数企業の共同とすることも（以下「JV」という。）も可能とするが、同一企業が設計企業及び建設企業を兼ねることはできない。また、一応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。
- (2) 応募者の代表構成員は、建設企業の代表構成員とする。
- (3) 設計企業をJVで実施する場合には、業務等委託契約の締結前に「大分市建設工事等に係る共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱」に基づき結成するものとし、JVの結成及び運営に関し、共同企業体協定書を締結すること。
- (4) 建設企業をJVで実施する場合には、建設工事請負契約の締結前に「大分市建設工事等に係る共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱」に基づき結成するものとし、JVの結成及び運営に関し、共同企業体協定書を締結すること。

以下に本事業の想定事業スキームを示す。

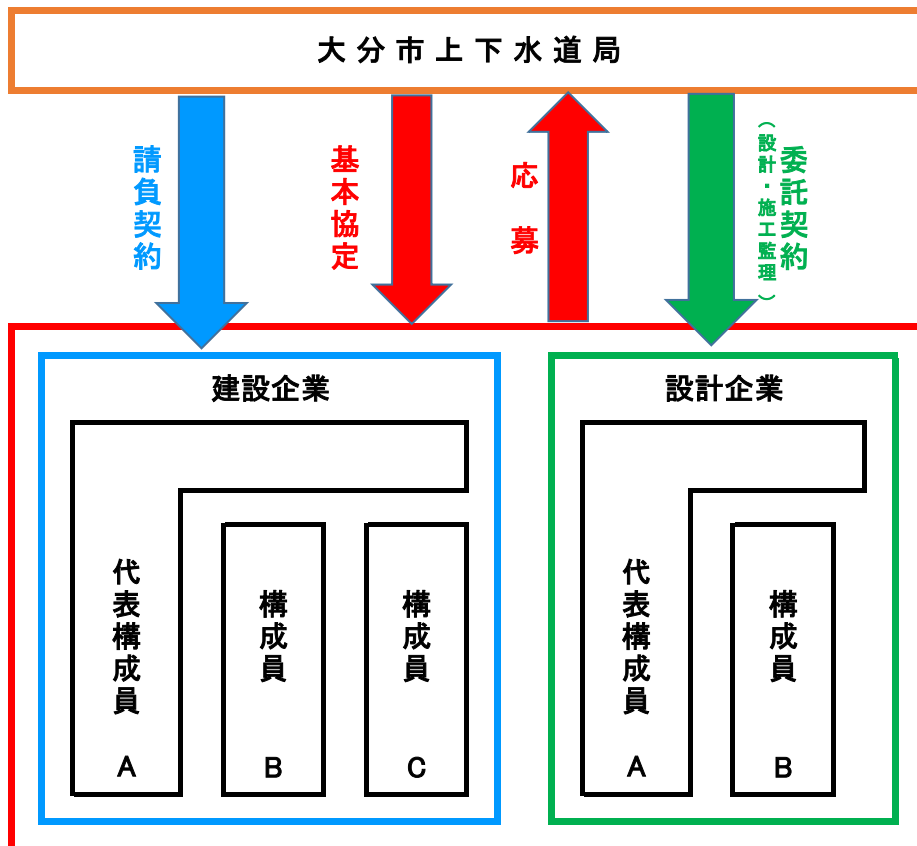


図 3-1 想定事業スキーム

4 プロポーザル応募者に必要な資格要件  
別紙「募集要領」のとおりとする。

5 プロポーザル応募の手続き

(1) 募集等のスケジュール

本プロポーザルの日程は下記のとおりとする。(日程は都合により変更する場合があります。)

なお、プロポーザルにより特定された応募者を「受託候補者」という。

表 5-1 事業者の募集及び選定のスケジュール

時期	内容
令和3年6月2日	実施方針(案)の公表
令和3年6月2日～6月11日	実施方針(案)に関する質問の受付
令和3年7月9日	実施方針(案)に関する質問に対する回答及び実施方針の公表
令和3年7月16日	募集要領(要求水準書、様式集、事業者選考基準、基本協定書(案)等)の公表
令和3年7月16日～7月30日	資料閲覧及び貸出し期間
令和3年7月16日～7月30日	募集要領に関する質問の受付
令和3年8月6日	募集要領に関する質問に対する回答公表
令和3年8月10日～8月25日	参加表明書及び資格審査申請書等の受付
令和3年8月31日	応募資格審査結果の通知
令和3年10月1日～11月5日	提案書の受付
令和3年11月下旬	プレゼンテーションの実施
令和3年11月下旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和3年12月中旬	基本協定の締結及び業務等委託契約の締結
令和4年1月中旬	建設工事請負契約の締結(提案内容に基づく)

(2) プロポーザル応募に関する手続き

ア プロポーザルに関する質問書の提出

プロポーザルに関する質問がある場合は、以下のとおりとする。

- ① 提出期間 令和3年7月16日(金)から  
令和3年7月30日(金)まで
- ② 提出方法 別紙3「プロポーザルに関する質問書」に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで提出すること。その際の着信確認は送信者の責任において行うこと。

なお、電話等による問合せには応じないものとする。

- ③ 質問回答 令和3年8月6日（金）に大分市ホームページにおいて公表する。  
ただし、質問に関しては本事業に直接関係するものについてのみ回答  
するものとし、すべての質問について回答するとは限らない。

なお、質問への回答は質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質  
問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある  
ものを除き、公表する。

#### イ 資料の閲覧及び貸出し

基本設計図書等の閲覧及び貸出しを以下のとおり行う。閲覧及び貸出しを希望す  
る者は、事前に問合せ先に連絡すること。

- ① 閲覧期間 令和3年7月16日（金）午前9時から  
令和3年7月30日（金）午後5時まで  
ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く
- ② 閲覧場所 大分市上下水道局 3F 経営企画課

#### ウ 応募資格審査書類の提出

応募者は、提出期間内に応募資格審査書類を提出するものとする。なお、書類の  
提出は、代表構成員が行わなければならない。

- ① 提出期間 令和3年 8月10日（火）午前9時から  
令和3年 8月25日（水）午後5時まで  
ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く
- ② 提出場所 大分市上下水道局 3F 経営企画課
- ③ 提出方法 持参すること。
- ④ 提出書類 9「プロポーザル応募時の提出書類」による。

#### エ 提案書の提出

応募者は、提出期間内に提案書を提出するものとする。なお、書類の提出は、代  
表構成員が行わなければならない。

- ① 提出期間 令和3年10月 1日（金）午前9時から  
令和3年11月 5日（金）午後5時まで  
ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く
- ② 提出場所 大分市上下水道局 3F 経営企画課
- ③ 提出方法 持参すること。
- ④ 提出書類 9「プロポーザル応募時の提出書類」による。



#### オ プロポーザル応募辞退届の提出

応募資格を有する旨の通知を受けた応募者が、プロポーザル応募を辞退する場合は、プロポーザル応募辞退届を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表構成員が行わなければならない。

- ① 提出期間 令和3年 9月 1日（水）午前9時から  
令和3年11月 5日（金）午後5時まで  
ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く
- ② 提出場所 大分市上下水道局 3F 経営企画課
- ③ 提出方法 持参すること。
- ④ 提出書類 9「プロポーザル応募時の提出書類」による。

#### カ プレゼンテーションの実施

応募資格を有する旨の通知を受けた応募者によるプレゼンテーションを実施する。

- ① 日 程 令和3年11月下旬予定（日時場所は、改めて通知する。）
- ② 出席者 出席者は、5名以内とし、本業務における配置予定技術者（工事、設計、施工監理）各1名以上は出席すること。
- ③ 所要時間 60分（準備5分、説明20分、質疑応答30分、片付け5分）以内とする。
- ④ 準備機材 ホワイトボード及びスクリーンは局で用意する。ただし、プロジェクター等その他プレゼンテーションに必要な機材は応募者が用意すること。
- ⑤ 方 法 プレゼンテーションは、主にプロジェクター及びスクリーンを使用した説明とし、項目順に説明すること。提案書に記載のない事項の説明は認めない。
- ⑥ そ の 他 プレゼンテーションは非公開とし、内容は局で録画する。

#### 6 プロポーザル応募に関する留意事項

##### (1) 募集要領の承諾

応募者は、提案書の提出をもって、募集要領及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

##### (2) 費用負担

プロポーザル応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

##### (3) 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属し、その使用权は、局に移譲するものとする。

(4) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

(5) 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

(6) プロポーザル応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

- ア 募集要領に示した応募者の備えるべき応募資格のない者の提出したもの
- イ 事業名称及び見積金額のないもの
- ウ 代表構成員名、その他構成員名及び押印のない又は不明瞭なもの
- エ 事業名称に誤りのあるもの
- オ 見積金額の記載が不明瞭なもの
- カ 見積金額を訂正したもの
- キ 一つの応募について同一の者がした二以上の提案を行ったもの
- ク 応募資格審査書類及び提案書が期間内に提出されなかったもの
- ケ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに談合したと認められる者の提出したもの
- コ ア～ケに定めるもののほか管理者が特に指定した事項に違反したもの

(7) 必要事項の通知

要領等に定めるもののほか、プロポーザル応募にあたって留意が必要な事項等が生じた場合には、代表構成員に通知する。

7 応募者が資格要件を喪失した場合の扱い

別添「募集要領」のとおりとする。

8 事業者の選考基準

別添「事業者選考基準」のとおりとする。

9 プロポーザル応募時の提出書類

別添「提出書類作成要領及び様式集」のとおりとする。

10 各種関係資料の閲覧

公募型プロポーザル実施要領、募集要領、要求水準書、事業者選考基準、提出書類作成要領及び様式集、基本協定書(案)、共同企業体協定書(案)、共同企業体協定書(委託)(案)、設計業務委託契約書(案)、施工監理業務委託契約書(案)、建設工事請負契約書(案)

## 1.1 局と事業者のリスク分担の考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、局がそのすべて又は一部を負うこととする。

## 1.2 契約に関する事項

### (1) 契約手続き

#### ア 契約の条件

事業者と局は、契約の締結に関する基本協定の締結に際し、基本協定書（案）の内容について提案書提出時に未定であったもの以外は変更しないものとし、速やかに合意、協定の締結を行う。

#### イ 契約の取り消し

事業者が別添「募集要領」に定める応募資格要件を喪失した場合は、局は次点応募者と契約交渉を行う。ただし、構成員が資格要件を喪失した場合において、新たに局へ応募資格審査書類を提出し応募資格の確認を受けたうえで構成員の役割分担の変更又は構成員の追加を局が認めたときは、この限りではない。

### (2) 契約の枠組み

#### ア 事業契約の概要

事業者のうち設計企業は、本事業を遂行するために設計及び施工監理における複数年業務をそれぞれ一括契約として局と各々、設計業務委託契約及び施工監理業務委託契約を締結する。また、建設企業は、本事業を遂行するための建設工事における複数年業務を一括契約として、局と建設工事請負契約を締結する。ただし、施工監理業務委託及び工事請負については、事業者提案により、早期着工等のための分割契約も、履行期間を重複させること、並びに諸経費の調整を行う<sup>\*1</sup>ことを前提に認めることとする。

なお、設計業務委託費は提案書に示す調査・委託費とし、工事請負額<sup>\*2</sup>は設計業務の成果に基づいて算出した工事設計額に請負率を乗じた額とする。また、施工監理委託費<sup>\*3</sup>は工事設計額を基に算出した工事請負額に、提案書に示す工事費と施工監理費の比率を乗じた額とする。

また、各契約とも、事業者提案等を受け、局と事業者の合意を前提として、各業務の範囲が増加または縮減された場合には、当該増減範囲に係る積算額に各業務の請負率を乗じた額に変更するものとする。なお、各業務の請負率は、事業者が提案書に示した各業務の提案価格と局が募集要領に示した見積上限価格との比率とする。

契約種別	契約方法	契約金額
設計業務委託契約	複数年一括契約	当該増減範囲を反映した積算見積額に請負率 <sup>※4</sup> を乗じた額で変更する。
施工監理業務委託契約	複数年一括契約	
建設工事請負契約	ただし、提案により分割も認める	

※1 諸経費の調整を行うことにより、工事価格の総額は、分割契約の場合でも一括契約の場合と概ね同額となる。

※2 工事請負額＝詳細設計業務の成果に基づいて算出した工事設計額×（提案書に示す工事の提案価格／募集要領に示した工事の見積上限価格）

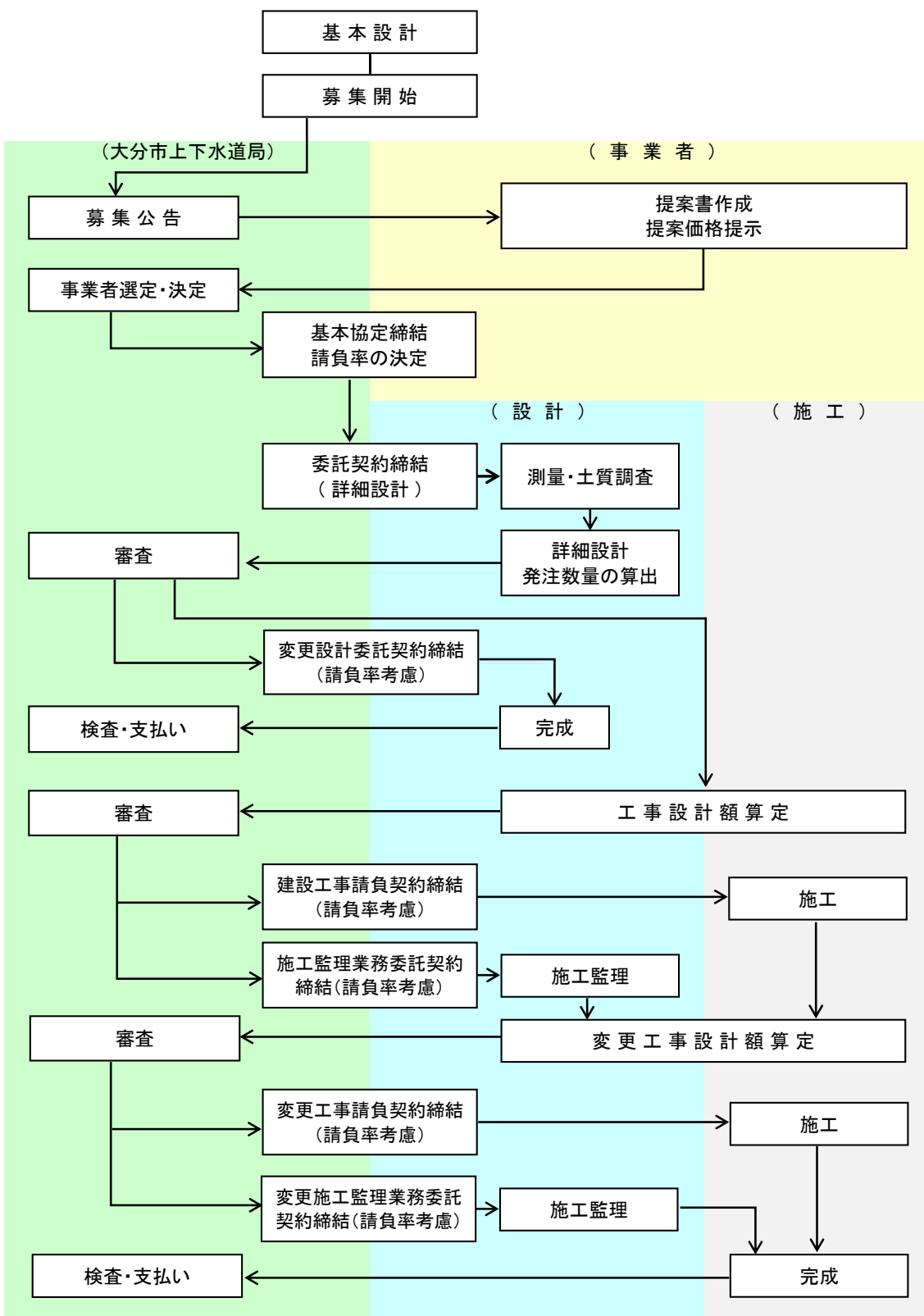
※3 施工監理委託費＝工事請負額×（提案書に示す施工監理の提案価格／提案書に示す工事の提案価格）

※4 請負率＝提案書に示す各業務の提案価格／募集要領に示した各業務の見積上限価格

#### イ 対象者

業務委託契約は、設計企業とし、建設工事請負契約は、建設企業とする。

図12-1 契約フロー



※(設計)の”測量・土質調査”及び”詳細設計”及び”工事費算定”は設計業務の事業期間内に実施される

(3) 各年度の支払い方法について

各年度の支払限度額は、原則として次の式により算定する。

$$\text{支払限度額} = \text{契約締結年度の出来高予定額} \times 9 / 10$$

(契約締結年度の出来高予定額は応募者が提案する見積金額とする。)

- ※内訳
- ・前払金・・・当該年度の出来高予定額×4/10 (詳細設計業務委託にあつては3/10。)
  - ・中間前払金・当該年度の出来高予定額×2/10 (詳細設計業務委託を除く。)
  - ・部分払金・・・当該年度の出来高予定額×9/10－前払金 (中間前払金を含む。)

なお、施工管理業務委託については、前払金、中間前払金はないものとする。

(4) 契約保証金

ア 契約者は、大分市契約事務規則第6条の規定により、契約金額の100分の10以上の次のいずれかの契約保証を付さなければならない。

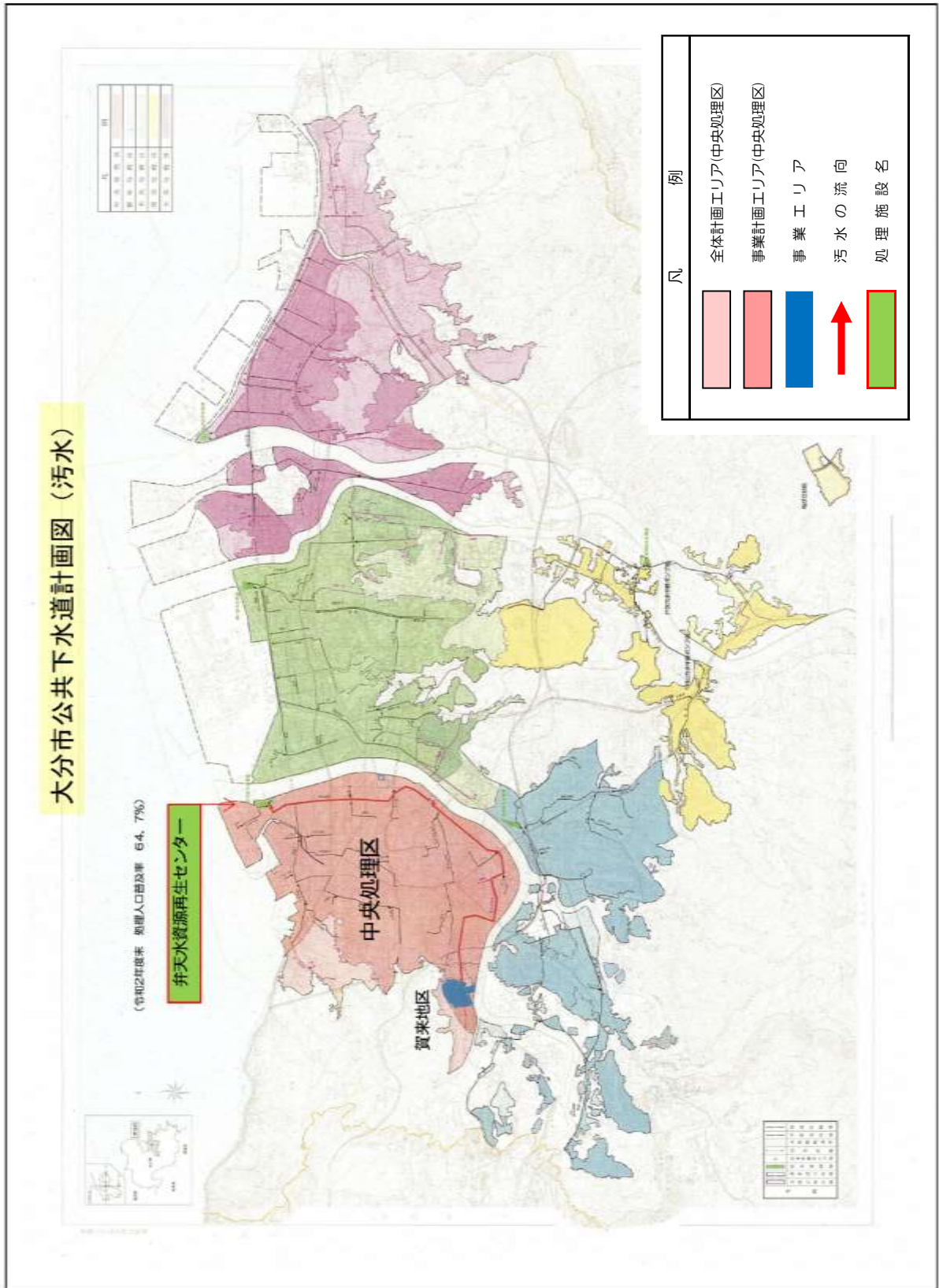
- ① 契約保証金の納付
- ② 契約保証金に代わる担保となる利付き国債の提供
- ③ 銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

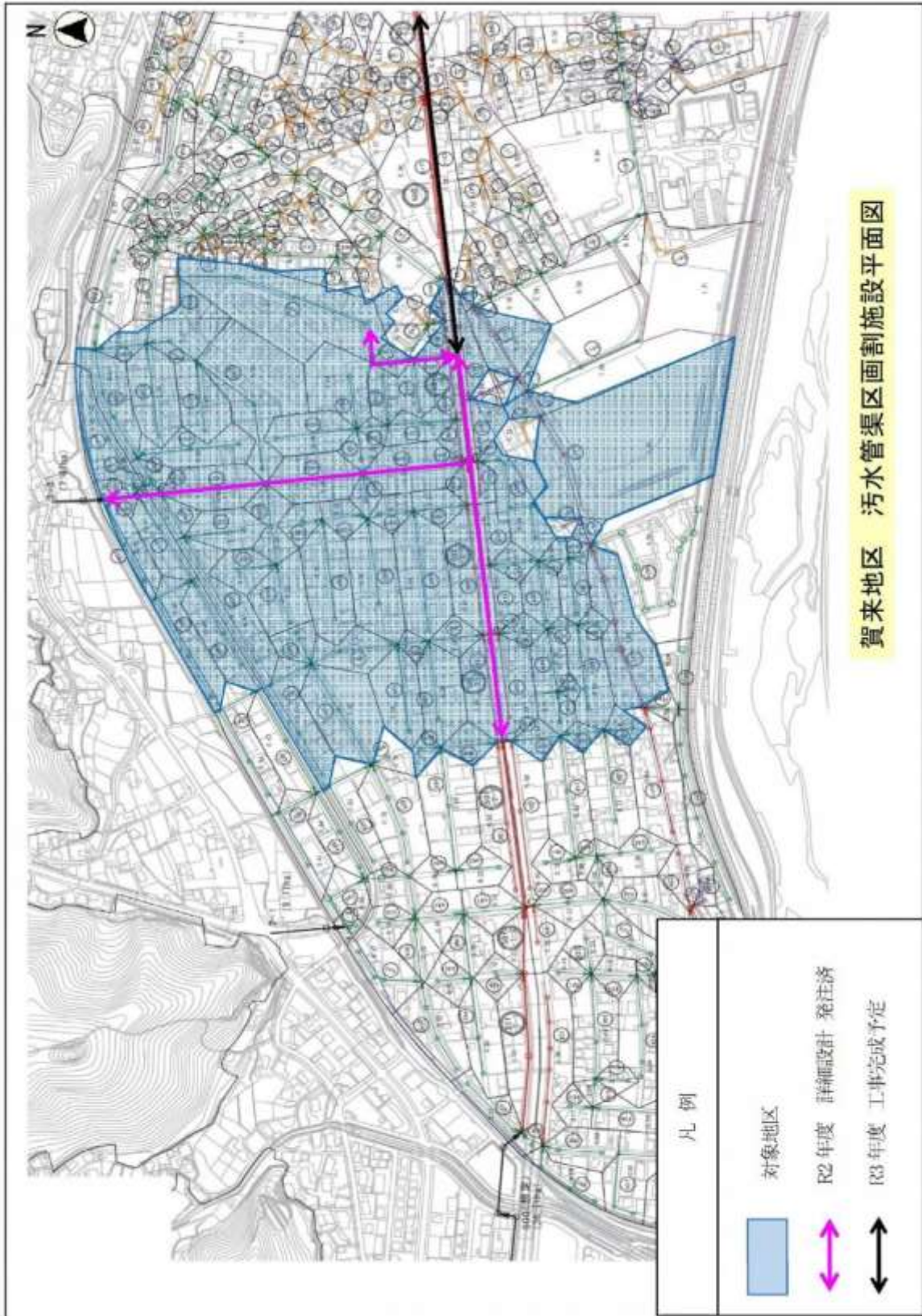
イ 次のいずれかに該当する場合には、契約保証金が免除される。

- ① 契約者が保険会社との間に大分市上下水道局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ② 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

1.3 その他

大分市上下水道局が導入する設計施工一括発注方式の受注者が本局発注の土木一式工事の一般競争入札に参加する場合の優遇措置については、[大分市ホームページ](#)にて確認のこと。







【別紙3】

令和 年 月 日

プロポーザルに関する質問書

「賀来地区公共下水道整備事業」の公募型プロポーザルについて以下のとおり質問書を提出します。

企業名	
担当者名	
電話	
Eメールアドレス	

No	資料名	ページ番号	内容
1			
2			
3			
4			
5			